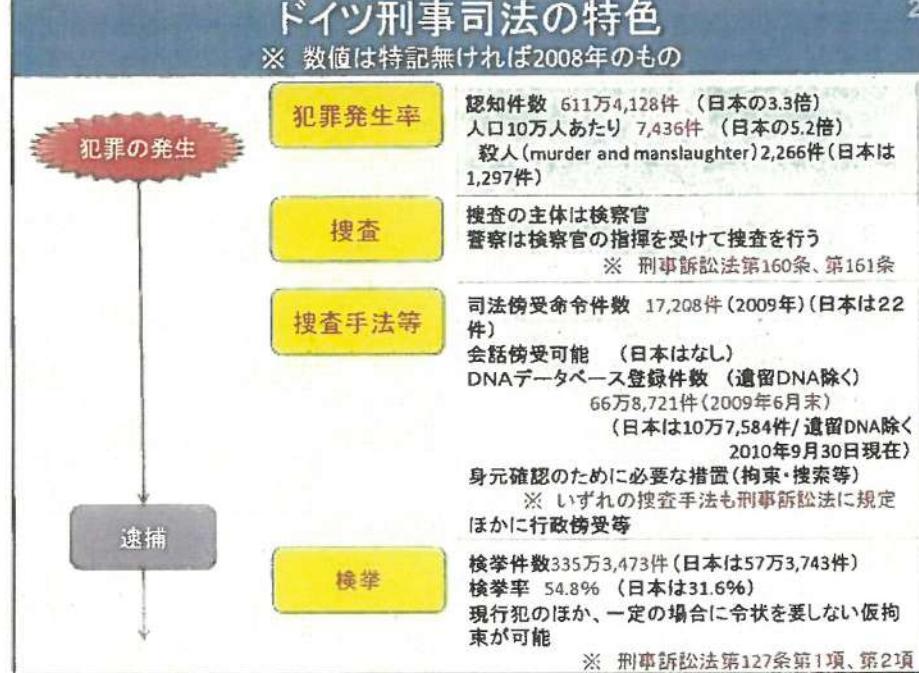


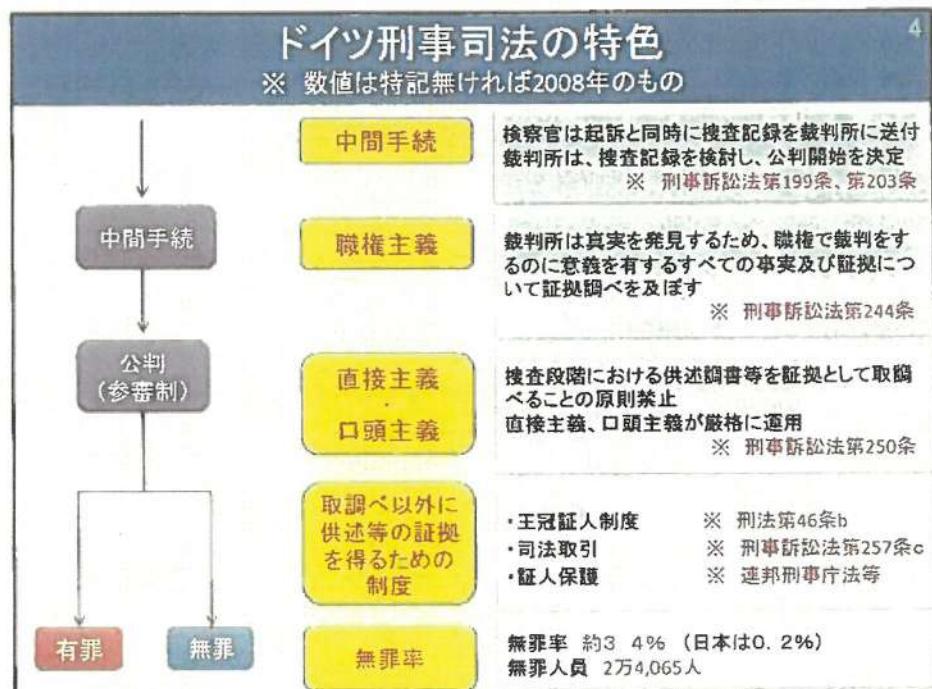
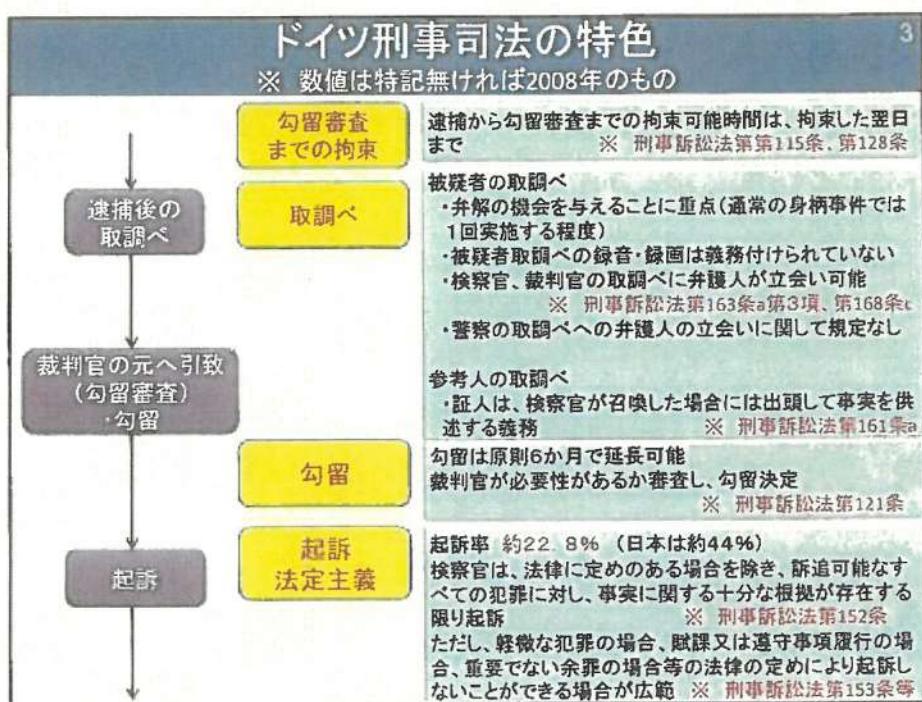
# 1 ドイツ連邦共和国における 捜査手法、刑事司法制度等の概要 (海外制度調査報告)



## 2 ドイツ刑事司法の特色

※ 数値は特記無ければ2008年のもの





## 警察の刑事司法に関する権限等

5

### 警察の捜査等に関する権限等

- ドイツでは、警察権限は基本的に州警察に属する。ただし、州や国境を越える犯罪に対応するなどのため、連邦刑事庁等の連邦機関を設置
- 取調べに関する規定、逮捕、捜索の権限、通信傍受、隠密捜査等の捜査手法に関する権限は刑事訴訟法に規定
- 刑事訴訟法は連邦、州において効力を有する。州法は補充的に適用

### 警察と検察の関係

- 捜査の主体は検察官。警察は検察官の指揮をうけて捜査を行う(刑事訴訟法第160条、第161条)。公訴の提起は検察官の任務(刑事訴訟法第152条)
- 検察官は、犯罪の嫌疑について認識を得た時は、事実関係を究明しなければならない。また、被疑者に有利にはたらく諸事情についても捜査しなければならない(刑事訴訟法第160条第1項、第2項)
- 警察の職務は、事件混迷化を防止するため、犯罪行為を究明。捜査の結果は遅滞なく検察官に送付(刑事訴訟法第163条)

## 取調べの役割・比重

6

### 取調べの意義

- 被疑者の取調べについては、遅くとも捜査の終了までに行わなければならず、簡単な事件については、書面で陳述する機会を与えれば足りる  
(刑事訴訟法第163条a第1項)
- 上記規定は、捜査機関に被疑者を追及することを求めていいるのではなく、弁解の機会を与えることなく公訴を提起することを禁止する趣旨
- 被疑者は召喚により検察官の許に出頭する義務あり(刑事訴訟法第163条a第3項)

### 被疑者の取調べに関する主要な規定

- 最初の取調べの開始の際、
  - ・嫌疑の対象とされている犯罪事実及び顧慮されている罰則
  - ・被疑事実について陳述するか否かは、法律上、任意であること
  - ・いつでも選任する弁護人と相談できること
  - ・自己に有利な証拠の取調べを請求することができること
- を告知等しなければならない  
(刑事訴訟法第136条第1項)

## 取調べの役割・比重

7

### 被疑者の取調べに関する主要な規定

- 檢察官の被疑者取調べに弁護人は立会うことができるが、警察の取調べについては規定なし  
(刑事訴訟法第163条a第3項、第168条c)
- 不当な取調べ方法の禁止
  - ・暴行、疲労、傷害、薬物の投与、苦痛、欺罔等による被疑者の意思決定及び意思活動の侵害
  - ・法が許容していない利益を約束すること 等  
(刑事訴訟法第136条a)
- 調書の作成については、刑事訴訟法上、検察官の審問行為の結果はこれを記録に記載するものとされている。警察官調書については規定なし(刑事訴訟法第168条b)
- 様式については、基本的には、被疑者の一人称の物語形式とQ&Aの併用

### 参考人の取調べに関する主要な規定

- 檢察官の証人召喚権限及び受忍義務  
証人は、検察官が召喚した場合には、出頭して事実を供述する義務等  
正当な理由なくこれに応じない場合は、秩序罰等  
(刑事訴訟法第161条a)

## 被疑者取調べの実態

8

- ドイツでは、捜査段階の供述調書に原則、証拠能力は認められないことから、捜査官による被疑者取調べは、弁解の機会を与えることに重点が置かれ、証拠保全としての機能は第2次的なものにとどまっている
- 檢察官は、重大事件、財政経済事件等を除き、自ら取調べを行わない
- 被疑者取調べの回数については、
  - ・通常の身柄事件については1回  
(例) ある強盗的恐喝被告事件では、捜査記録67丁のうち、被疑者調書は2丁のものが1通
  - ・重大事件についても数回程度  
(例) ある謀殺被告事件では、被疑者が犯人性を争い、アリバイを主張している事案であったが、被疑者の取調べは逮捕当日と翌日、5日後の3回のみ。その後、公訴提起がなされるまでの10か月近くの間、新たな目撃証言等の捜査の進展があったにもかかわらず、被疑者取調べは一切行われていない

## 参考人取調べの実態

9

- 参考人の取調べは被疑者同様に淡泊。参考人を数回にわたり取調べることは、重大事件で特に必要性が生じた場合に限られる

(例) ある強盗的恐喝被告事件では、被疑者が犯行当時酔っていて記憶がないと供述していないから、当時被疑者とともに飲食した者から裏付けをとることもしていない

## 取調べの録音・録画

### 被疑者取調べの録音・録画

- 被疑者に対する取調べの録音・録画は義務付けられていない

### 参考人取調べの録音・録画

- 参考人に対する取調べは、下記の場合に画像・音声の記録媒体に記録義務付け  
・18歳未満の被害者を取り調べるときに、当該被害者の保護すべき利益を守るために必要であるとき  
・参考人を公判において取り調べることができず、真実発見のために記録が必要となることが懸念されるとき

(刑事訴訟法第58条a)

## 取調べの技術とその伝承方法

10

- 警察官の教育訓練過程でロールプレイを行うなどして訓練を実施
- 実情は、年配警察官と若年警察官を取調べチームのペアとして、取調べ技術の伝承教育を実施

## 裁判における事実認定の状況

### 参審制

- 参審員は公判において職業裁判官と同等の権限を持つ  
ただし、供述調書を含む捜査記録の閲覧等は認められていない(直接主義・口頭主義の厳格な運用)
- 地方裁判所での構成は、裁判官1~3名・参審員2名

## 裁判における事実認定の状況

11

### 真実解明義務と職権主義

- 裁判所は、真実を発見するため、職権で裁判をするのに意義を有するすべての事実及び証拠について証拠調べを及ぼす義務 (刑事訴訟法第244条第2項)

### 直接主義・口頭主義

- 捜査段階における供述調書等を証拠として取り調べることの原則禁止 (刑事訴訟法第250条)
- ただし、裁判官による調書に記載された被告人の供述は、自白についての証拠調べを目的として朗読できる (刑事訴訟法第254条)

### 自由心証主義

- 裁判所は、審理の全体から形成された自由な確信に基づいて、証拠調べの結果を判断 (刑事訴訟法第261条)

## 取調べ以外の供述を得るための制度

12

### 司法取引 (裁判所と手続関与者との合意)

- 裁判所は手続関与者と、被告人の自白を前提に、判決の内容等を合意することができる (刑事訴訟法第257条c)

### 王冠証人制度 (重大犯罪の解明・防止のための共助)

- 一定の犯罪を行った被疑者の告白が、殺人、強盗等の対象犯罪の犯行の解明又は防止に寄与した場合、裁判所は刑の減免可能
- これまで犯行解明等の対象は、薬物、テロ事件のみであったが、2009年に対象を殺人、強盗等の通信傍受の対象犯罪まで拡大
- 減免の決定に際しては、告白された犯罪の罪種と規模、その犯行の解明及び防止の重要性、告白の時点等について考慮
- 公判開始後に告白した場合は適用なし (刑法第46条b)

## 取調べ以外の捜査手法等

13

### 司法傍受

命令件数 17,208件(2009年)

- 通信の傍受及び録音は、列挙された殺人、強盗等の対象犯罪に関する事実を裏付ける根拠があり、行為が重大であり、事案の解明又は被疑者の居所の捜査が他の方法では著しく困難であるか又は見込みがない場合に行うことができる
- 原則、検察官の申立てのみにより裁判所が命令。緊急の場合は検察官が命令
- 命令は最長3か月だが、延長可能

(刑事訴訟法第100条a、第100条b)

### 会話傍受

- 住居内の非公開の会話は、列挙された殺人、強盗等の対象犯罪について、上記通信傍受の要件に加え、私的な生活形成の核心領域に組み入れるべき発言は把握されないと推定される場合のみに行うことができる等の要件の下で傍受・録音することができる
- 検察官の申立てのみにより裁判所が命令。命令は最長1か月だが、延長可能

(刑事訴訟法第100条c、第100条d)

## 取調べ以外の捜査手法等

14

### 行政傍受

(信書、郵便及び電信電話の秘密の制限(基本法第10条)のための法律)

- 連邦・州の存立又は安全に対する差し迫った危険を防除するためであって、テロ等の犯罪を計画し、実行し、実行したと疑う事実の根拠がある場合等に通信の傍受・記録、郵送物の開封等を行うことができる
- 實施機関は、連邦・州の憲法擁護庁、軍防諜庁、連邦情報庁(命令権限は連邦最高官庁)
- 實施には、原則として「基本法10条審査会」による許容性と必要性についての事前審査が必要。命令期間は最長3か月有効で、延長可能

上記行政傍受には以下が含まれる

※ 数値はいずれも2008年

- 個別的制限(個別の被疑者等の通信経路を対象とする監視等)  
の命令件数 110件(傍受対象者1,168人)
- 戰略的制限(特定の人物の通信経路ではなく、武装攻撃、国際テロ等の防除を対象に一定の通信経路全体を監視等)の対象通信件数 221万2,175件

## 取調べ以外の捜査手法等

15

### 隠密捜査官

- 警察官がある程度永続的に変更された架空身分を与えられて捜査を行う
- 架空身分を設定又は維持するため、必要な文書を作成、変更、使用することができる
- 投入要件は、違法な薬物や武器の取引、通貨等の偽造等の重大犯罪が行われた十分な根拠があり、事案の解明が他の方法では達成の見込みがなく又は著しく困難であるとき
- 原則、検察官の同意が必要だが、急速を要し、検察官の決定を直ちに得ることができないときには遅滞なく同意を求める必要

(刑事訴訟法第110条a、第110条b)

### DNAデータベース

- 採取目的は、将来の刑事手続における同一性確定のため
- 被疑者、被告人、確定力のある有罪判決を受けた者に対して、
  - ・重大な犯罪、性犯罪の嫌疑がかけられている場合
  - ・上記犯罪以外でも、その犯罪を繰り返した場合

については、体細胞の採取が許されている

登録件数（2009年6月末）

対象者DNA 66万8,721件

遺留DNA 16万6,554件

- 採取は、被採取者の書面による同意が必要  
同意がない場合は裁判所の命令が必要

## その他の捜査手法等

16

- 身元確認のために必要な措置（拘束・捜索等）

犯罪の嫌疑を受けた者については、検察官又は警察官は、その身元を確認するのに必要な措置をとることができる。嫌疑を受けた者を拘束しなければ身元の確認ができないとき等は拘束可能。また、身体、所持品について捜索、鑑識のための処分可能

犯罪の解明に必要である場合に限り、犯罪の嫌疑のない者でも身元を確認するため拘束可能  
身元確認のための自由剥奪は最長12時間以内

(刑事訴訟法第163条b、第163条c)

- ラスター検査

警察が公私の機関・団体に対し、特定のメルクマールに該当する人物の保有データの提出を要請し、それらのデータと手持ちのデータ等とを電子的に照合することにより、対象人物を抽出する検査手法

原則裁判官の命令により実施

(刑事訴訟法第98条a、第98条b)

- 証人保護プログラム

目的は、証人が出廷して証言することの担保。証言することにより第3者に危害を加えられる可能性のある者、その者の家族等に新しいIDを与え、引っ越しをさせることを中心に行う

(連邦刑事法第2条、3条、6条、第26条等)